

京都市交通局企業職員旅費支給細則の一部を改正する細則を公布する。

令和6年3月29日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第20号

京都市交通局企業職員旅費支給細則の一部を改正する細則

第1条 京都市交通局企業職員旅費支給細則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u><新設></u>	<p>(風水害その他非常災害における旅費の特例)</p> <p><u>第12条 規程第11条の5に規定する鉄道賃及び車賃については、風水害その他自然災害（地震又は気象警報の発表を伴うもの）により交通機関が途絶し、又はその途絶が見込まれる場合に、管理者が定める区間において、通勤のため利用している交通機関を利用することができず、常例として通勤している方法及び経路と異なる方法及び経路に係る交通機関を利用したときに支給する。</u></p> <p><u>2 職員が次の各号の一に該当する場合には、前項の規定により鉄道賃及び車賃を支給する。</u></p> <p>(1) <u>勤務できない場合に代務者を確保する必要がある職員</u></p> <p>(2) <u>京都市災害対策本部要綱第9条に基づき策定した動員計画における参集対象となったことにより出勤する必要がある職員</u></p>

3 第1項の規定により支給する鉄道賃及び車賃の額は、当該交通機関の利用（管理者が認める区間に係るものに限る。）に要した額とする。ただし、通勤手当の支給を受けている区間は支給対象から除くほか、振替輸送が行われている場合は、公務上の必要がある場合を除き、支給対象としない。また、急行料金及び座席指定料金並びに特別車両料金については支給しない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)